

2024年4月5日

各位

会社名 株式会社Yottavias
代表者名 代表取締役 高岡 悦幸
(コード: 5598、TOKYO PRO Market)
問合せ先 取締役 岡村 和浩
(TEL. 03-4214-8484)

監査等委員会設置会社への移行、定款一部変更及び会計監査人の選任に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年4月30日開催予定の第11期定時株主総会における承認を条件として、監査等委員会設置会社に移行すること、同定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議すること、及び同定時株主総会に「会計監査人の選任の件」を付議することを決議いたしました。

なお、「会計監査人の選任の件」につきましては、監査役の決定に基づいております。また、「会計監査人の選任の件」の決議による会計監査人の選任は、同定時株主総会において、「定款一部変更の件」が原案どおり承認決議されることを条件とするものであります。

監査等委員会設置会社への移行後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

① 経営の透明性の向上

委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことでより透明性の高い経営を実現し、ステークホルダーの期待に応える体制の構築を目指します。

② 意思決定の迅速化

取締役会の業務執行決定権限を取締役に委任することにより、取締役会の適切な監督のもとで経営の意思決定および執行のさらなる迅速化を図ります。

(2) 移行の時期

2024年4月30日開催予定の第11期定時株主総会において、必要な定款変更等について承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款一部変更について

(1) 変更の目的

① 経営の透明性の向上及び意思決定の迅速化を図るため、監査等委員会設置会社及び会計監査人設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会・監査等委員及び会計監査人に関する規定の新設、また監査役に関する規定の削除等所要の変更を行うものです。

② 上記変更に伴い条数等の変更を行うとともに、一部字句の整理、変更等所要の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

(3) 変更の日程

定款変更に関する株主総会開催日 (予定) 2024年4月30日

定款変更の効力発生日 (予定) 2024年4月30日

3. 会計監査人の選任について

(1) 異動年月日 (予定)

2024年4月30日 (第11期定時株主総会開催予定日)

(2) 会計監査人候補者

会計監査人候補者は次のとおりであります。

名称 OAG監査法人

所在地 東京都千代田区五番町6番地2 ホームマートホライズン4階

業務執行社員氏名 公認会計士 今井 基喜

公認会計士 高橋 大樹

沿革 2009年5月20日 設立

(公認会計士法に基づく上場会社等監査人登録制度の登録状況について、改正公認会計士法の附則第3条第3項の規定によるみなし登録を受けております。)

(3) OAG監査法人を会計監査人の候補者とした理由

当社は、OAG監査法人と金融商品取引法に準じた監査契約を締結し、現在に至っております。当社の監査役がOAG監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、今般、監査等委員会設置会社へ移行するにあたり会計監査の継続性を確保するとともに、独立性及び専門性、監査活動の適切性、効率性等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えており、適任と判断したためであります。

以上

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 <条文省略></p> <p><新設></p> <p>第4条 <条文省略></p> <p>第2章 株式</p> <p>第5条～第8条 <条文省略></p> <p>（株主名簿管理人）</p> <p>第9条 <条文省略></p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>3 <条文省略></p> <p>（株式取扱規程）</p> <p>第10条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第11条 <条文省略></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 <条文省略></p> <p>第4章 取締役、代表取締役及び取締役会</p> <p>（取締役の員数）</p> <p>第18条 当社の取締役は<u>3名以上、10名以</u></p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 <現行どおり></p> <p><u>（機関）</u></p> <p><u>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p><u>(1) 取締役会</u></p> <p><u>(2) 監査等委員会</u></p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条 <現行どおり></p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第9条 <現行どおり></p> <p>（株主名簿管理人）</p> <p>第10条 <現行どおり></p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3 <現行どおり></p> <p>（株式取扱規程）</p> <p>第11条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第12条 <現行どおり></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 <現行どおり></p> <p>第4章 取締役、代表取締役及び取締役会</p> <p>（取締役の員数）</p> <p>第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p>

内とする。

<新設>

(取締役の選任)

第19条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 <条文省略>

3 <新設>

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠または増員で選任された取締役の任期は、前任取締役または他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

2 <新設>

3 <新設>

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 当社は、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。

2 代表取締役は社長とする。

3 必要に応じて、取締役会の決議をもって、取締役の中から専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(業務執行)

第22条 社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別し、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 <現行どおり>

3 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 <削除>

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から代表取締役を選定する。

2 <現行どおり>

3 必要に応じて、取締役会の決議をもって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

<削除>

<p>(取締役会の設置)</p> <p>第 23 条 当会社に取り締役会を置く。</p> <p>第 24 条 <条文省略></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。また、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 26 条 <条文省略></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 27 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第 28 条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印または電子署名をし、取締役会の日から 10 年間当会社の本店に備え置くものとする。</p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p><削除></p> <p>第 23 条 <現行どおり></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。また、取締役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 25 条 <現行どおり></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第 27 条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印または電子署名をし、取締役会の日から 10 年間当会社の本店に備え置くものとする。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 28 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 29 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</p>
---	--

<p>第 30 条 < 条文省略 ></p> <p>第 5 章 <u>監 査 役</u></p> <p><u>(監査役の設置)</u></p> <p>第 31 条 当会社に監査役を置く。</p> <p>-</p> <p><u>(監査役の員数)</u></p> <p>第 32 条 当会社の監査役は 5 名以内とする。</p> <p><u>(監査役の選任)</u></p> <p>第 33 条 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>-</p> <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残存期間とする。</p> <p>-</p> <p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p>第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>-</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第 36 条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当会社は監査役との間で、会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>< 新設 ></p>	<p>第 31 条 < 現行どおり ></p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>< 削除 ></p> <p>< 削除 ></p> <p>< 削除 ></p> <p>< 削除 ></p> <p>< 削除 ></p> <p>< 削除 ></p> <p>< 削除 ></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第 31 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。また、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを</p>
---	---

<p><新設></p>	<p><u>経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第 32 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p><新設></p>	<p><u>第 6 章 会計監査人</u></p>
<p><新設></p>	<p><u>(任期)</u></p> <p><u>第 33 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p>
<p><新設></p>	<p><u>(選任方法)</u></p> <p><u>第 34 条 会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p>
<p><新設></p>	<p><u>(会計監査人の責任免除)</u></p> <p><u>第 35 条 当社は会計監査人との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p>第 6 章 計算</p> <p>第 37 条から第 40 条 <条文省略></p>	<p>第 7 章 計算</p> <p>第 36 条から第 39 条 <現行どおり></p>
<p>第 7 章 附則</p> <p>第 41 条 <条文省略></p>	<p>第 8 章 附則</p> <p>第 40 条 <現行どおり></p>
<p><新設></p>	<p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 41 条 当社は、取締役会の決議によって、第 11 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p>